



愛知県高等学校等奨学金 貸与予約申請の案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の就学を支援するため、奨学金の貸与（無利息）をおこなっています。来年度、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程への進学を予定して、奨学金の貸与を希望する家庭を対象に、貸与予約の申し込みを受け付けます。以下は、愛知県高等学校等奨学金事業の概要です。

1. 貸与対象者

次の（１）及び（２）に該当することが必要です。

（１）親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に進学を希望している方

（２）経済的要件

令和５年度の父母等の課税標準額（市町村民税所得の課税総所得金額）の合計額から一定額控除後の額が２３０万円以下の方

＊ 父母等の扶養親族のうち、令和５年１月１日時点で０歳～１５歳の方一人につき３３万円、１６歳～１８歳の方一人につき１２万円を課税総所得金額から差引く。

2. 奨学金の額

区 分		貸付月額	返還期間	左記と選択できる貸付月額	返還期間
国公立	自宅通学	18,000円	(10年)	11,000円	(6年)
	自宅外通学	23,000円	(10年)		
私立	自宅通学	30,000円	(12年)		
	自宅外通学	35,000円	(12年)		

※ 予約決定のみでは貸与を受けることができません。高等学校等へ入学後、入学した学校を通じて、６月に申請手続きをする必要があります。

3. 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じて上表返還期間で返還（原則、月賦による均等返還）

4. 返還猶予

卒業後も、大学、専門学校などの教育機関に在学中は、申請により返還を猶予します。

また、低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。

5. 留意事項

「貸与予約」とは、高等学校等に進学後、奨学金を希望する生徒に、奨学金の貸与を受ける資格を与えるものです。愛知県の「貸与予約」制度は、奨学金を受ける資格を付与するものであり、正式に貸与を決定するものではありません。従って、高等学校等に入学後、高等学校等にて申請手続きをし、対象者の要件を満たさなければ貸与を受けることができません。また、貸与対象者以外の申請はできませんので、対象になるかどうかをご確認ください。

また、今回の貸与予約の募集期間に申請ができなかった場合でも、高等学校等に入学後に、通常の奨学金の申請が可能です。

6. 学校への申請時期

令和５年７月１４日(金)までにお願いします。申請を希望する方は、保護者による電話連絡で学校へお知らせください。詳細についての資料をお渡しし、奨学金貸与予約申請書の作成を行います。